

第91号議案

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例（平成18年
島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。